

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年5月7日(2015.5.7)

【公開番号】特開2014-176562(P2014-176562A)

【公開日】平成26年9月25日(2014.9.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-052

【出願番号】特願2013-53581(P2013-53581)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月23日(2015.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技の進行に応じて所定の演出表示を行う表示手段と、前記表示手段における演出表示の進行に関連して作動する演出用可動体と、が所定位置に設けられた遊技機であって、前記演出用可動体は、

前記表示手段の前側に設けられており、少なくとも一部に所定の絵柄が形成された第1絵柄、及び前記第1絵柄を覆う閉じ位置と前記第1絵柄を視認可能な開き位置との間で移動可能な第1可動部を有する第1装飾体を備え、前記表示手段が視認可能な退避位置と、前記表示手段を覆う進出位置との間で前記第1装飾体を進退可能に構成されている第1可動体と、

前記表示手段の前側に設けられており、少なくとも一部に所定の絵柄が形成された第2絵柄、及び前記第2絵柄を覆う閉じ位置と前記第2絵柄を視認可能な開き位置との間で移動可能な第2可動部を有する第2装飾体を備え、前記表示手段が視認可能な退避位置と、前記表示手段を覆う進出位置との間で前記第2装飾体を進退可能に構成されている第2可動体と、

前記第2可動部を前記閉じ位置と前記開き位置との間で移動させるための駆動力を付与する駆動手段と、

前記第1可動体及び前記第2可動体が前記進出位置に位置する時に、これら前記第1可動体及び前記第2可動体を係合させ、前記第1可動体及び前記第2可動体を合体させる係合手段と、を備え、

前記第1可動部は、前記第1可動体及び前記第2可動体が前記係合手段により合体している時に前記駆動手段が前記第2可動部に前記駆動力を付与すると、前記第2可動部と一緒に移動するように構成されている、ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

第1可動体は遊技盤の上部に設けられ、第2可動体は前記遊技盤の下部に設けられている、請求項1記載の遊技機。

【請求項3】

係合手段は、係合突部と、前記係合突部と係合される係合受け部とからなり、

前記係合突部は、第1可動部又は前記第2可動部のいずれか一方に形成され、

前記係合受け部は、前記第1可動部又は前記第2可動部のいずれか他方に形成されてい

る、請求項 1 又は 2 記載の遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、

(1) 遊技の進行に応じて所定の演出表示を行う表示手段と、前記表示手段における演出表示の進行に関連して作動する演出用可動体と、が所定位置に設けられた遊技機であって、前記演出用可動体は、前記表示手段の前側に設けられており、少なくとも一部に所定の絵柄が形成された第1絵柄、及び前記第1絵柄を覆う閉じ位置と前記第1絵柄を視認可能な開き位置との間で移動可能な第1可動部を有する第1装飾体を備え、前記表示手段が視認可能な退避位置と、前記表示手段を覆う進出位置との間で前記第1装飾体を進退可能に構成されている第1可動体と、前記表示手段の前側に設けられており、少なくとも一部に所定の絵柄が形成された第2絵柄、及び前記第2絵柄を覆う閉じ位置と前記第2絵柄を視認可能な開き位置との間で移動可能な第2可動部を有する第2装飾体を備え、前記表示手段が視認可能な退避位置と、前記表示手段を覆う進出位置との間で前記第2装飾体を進退可能に構成されている第2可動体と、前記第2可動部を前記閉じ位置と前記開き位置との間で移動させるための駆動力を付与する駆動手段と、前記第1可動体及び前記第2可動体が前記進出位置に位置する時に、これら前記第1可動体及び前記第2可動体を係合させ、前記第1可動体及び前記第2可動体を合体させる係合手段と、を備え、前記第1可動部は、前記第1可動体及び前記第2可動体が前記係合手段により合体している時に前記駆動手段が前記第2可動部に前記駆動力を付与すると、前記第2可動部と一体的に移動するよう構成されている、ことを特徴とする遊技機、

(2) 第1可動体は遊技盤の上部に設けられ、第2可動体は前記遊技盤の下部に設けられている、上記(1)記載の遊技機、

(3) 係合手段は、係合突部と、前記係合突部と係合される係合受け部とからなり、前記係合突部は、第1可動部又は前記第2可動部のいずれか一方に形成され、前記係合受け部は、前記第1可動部又は前記第2可動部のいずれか他方に形成されている、上記(1)又は(2)記載の遊技機、

を要旨とする。